

第1編 計画の基本的事項

1. 計画の基本目標

(1) 私たちが直面する環境の危機 ～背景となる基本認識～

地球環境問題が、社会の注目を集めています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※の報告は、地球温暖化は、もはや疑う余地がなく、かつ、その原因は人の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガス※の増加であるとほぼ断定しています。

現在進んでいる地球温暖化は、きわめて急速なものであるため、多くの生物がその変化に順応できずに絶滅の危機に瀕し、ひいては私たちの生きている地球の生態系※そのものが大きく崩れてしまうことも懸念されます。

また、海面上昇による多くの土地の水没、大洪水や干ばつなど異常気象の発生頻度や強度の増大、さらには、水不足の一層の悪化、農業生産への打撃、感染症による健康被害の拡大など、人の健康や経済社会に広範かつ深刻な影響が及ぶと予測されます。

地球温暖化は、まさに、私たち人類を含めた生物の多様性に関わる重大な危機であり、両者を一体のものとして人類の英知を結集し、「待ったなし」で取り組まなければならない問題です。

私たちの住む千葉県の子近な環境に目を転じて、本県は多くの課題を抱えています。

千葉県は、周囲を海と河川に囲まれた豊富な水環境と、なだらかな緑の丘陵に恵まれ、温暖な気候のもとで、古くから人々は自然と共に暮らしてきました。

高度経済成長期以降、首都東京に隣接し、多様な利用が可能な土地を有するという優位性から、多くの工場の立地や、住宅地の造成が行われるなど、首都圏の一翼として急速に発展しました。

その一方で、現在に至るまでの短い間に、多くの干潟が埋め立てられ、丘陵や森林が削られるなど、県土は大きく変わり、また、人口の増加と経済活動の急激な拡大は、大気汚染や河川・湖沼の汚濁、廃棄物の増加など、数多くの環境問題をもたらしてきました。

これらの環境問題については、排出規制の強化や環境影響評価制度※の導入をはじめとした様々な対策が実施され、改善もみられますが、失われつつある自然環境の再生や徹底した資源の循環など、将来に向けて、今きちんと取り組まなければならない課題が多く残されています。

地球温暖化から子近な環境の悪化まで、環境は大きな危機に直面していますが、私たちが環境の危機について考えるうえで、改めて認識しなければならないことは、私たち人間も自然の一部であり、自然環境の営みや循環のなかで生きているということです。

人を含む生物の活動は、自然環境に様々な影響を与えますが、この影響が自然の復元能力によって吸収されることで、自然環境は一定に保たれていきます。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造のもとで人の活動が急激に拡大した現在においては、その影響が自然の持つ復元能力を上回ってしまっています。

この状況が続いていけば、やがてその累積により環境が変化し、多数の生物の存在が脅かされるばかりではなく、人の生存や活動の基盤さえも大きく崩れてしまいます。

今、まさに私たちは、環境の危機を克服するため、人の活動が環境に大きな負荷を加え続けていることを一人一人が十分認識し、日々の暮らしや経済活動のあり方を見直さなくてはなりません。

(2) 環境に関する私たちの権利と責務 ～この計画の基本目標～

以上の認識を踏まえて、この計画の基本目標を次のとおりとします。

「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」

人々は太古よりこの千葉県の地で、自然とともに暮らし、当然のように健全で良好な環境の恵みを享受してきました。

今、私たちは環境の危機に直面していますが、将来、この地に生まれてくる次世代の全ての人々にも、そして、この地に集う全ての人々にも、これまでと同じように環境の恵みを享受する権利が保障されていかなければなりません。

これは、次世代の人々のために環境を守り育てる大きな責務を、今の私たちに課すものでもあります。

一人一人が豊かな感受性を持ち、これまでの物的な豊かさや時間的な効率を優先する生活を見直して、豊かで質の高い生活を求めながらも、同時に環境への影響にも配慮するよう暮らしのあり方を見直していくことが必要です。

私たちは、この権利と責務の考えのもと、県民のちからで、傷ついてきた自然をよみがえらせ、豊かで安らぎをもって暮らしていける千葉の環境を築き、次の世代に確実に引き継いでいきます。

2. 環境を守り育てる私たちの行動 ～「環境自治」の実現～

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

私たちはこの認識のもと、基本目標の達成に向けて次の考え方に立って行動します。

(1) 全ての県民が環境について考え、行動する

県民、市民活動団体※、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいきます。

さらに、それぞれの有機的な連携、協働が、環境を守り育てることに結び付いていく社会を築いていきます。

(2) あらゆる施策に環境の視点を入れる

特にこの計画を推進していく県は、率先してその役割を果たしていかなければなりません。

このため、あらゆる施策に「環境」の視点を取り入れ、環境悪化の要因と環境を改善するため効果的な方策を明らかにしつつ、自ら環境の保全・再生に取り組むとともに、他の主体に対して、積極的な行動を働きかけていきます。

私たちは、この「全ての県民が環境について考え、行動する」という考え方と「あらゆる施策に環境の視点を入れる」という考え方を併せて「環境自治」と名付け、日本の縮図ともいわれる本県の特性を十分に踏まえて、先進性の高い施策を展開するとともに、その成果を全国に発信していきます。

3. 「環境自治」により築く社会 ～目指す将来の姿～

ここでは「環境自治」により目指していく将来の社会の姿を「地球温暖化を防止する社会」、「生物多様性※が確保され、人と自然が共生する社会」、「健全な循環が維持される社会」の三つの側面から描いていくこととします。

そして、人為的な二酸化炭素排出量の増加により生じる炭素の循環の乱れによって地球の温暖化が進み、それが人を含めた生物の多様性を脅かす存在になるなど、それぞれの側面が一体不可分の連鎖の中にあるということを認識しながら社会づくりを進め、基本目標に掲げる「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」の実現を図ります。

(1) 地球温暖化を防止する社会

人の活動に伴い排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを原因とする地球温暖化問題は、予測される影響の大きさや深刻さからみて、人間を含めた生物の存続基盤に関わる最も重要な環境問題だといえます。

多くの県民を抱え、多彩な産業活動が活発に営まれている千葉県においても、多くの温室効果ガスが排出されています。

温室効果ガスの排出量削減は、人類が一丸となって取り組まなくてはならない地球規模の課題ですが、その解決に向けた取組は、事業者はもとより、私たち一人一人の地道な努力が出発点となります。

あらゆる主体が、それぞれの立場で特性を生かして温室効果ガスの排出削減に向けた最大限の取組を進めるとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全を進め、将来に向けて地球温暖化を防止する社会を一体となって築いていきます。

(2) 生物多様性が確保され、自然と共生する社会

千葉県は、沖合で暖流の黒潮と寒流の親潮が会う場所に位置していることから、南北の多種多様な生物が生息・生育しています。

また、地形的に人がほとんど踏み入ることのないような急峻な山岳がないことや、気候が温暖であることなどから、里山・里海などを通じ、人と自然が密接に関わりあいながら社会や文化を形成してきました。

私たちの暮らしは、衣食住の全てにわたり自然からの恵みによって成り立っています。

そして、その自然は、多様な生物が織り成す食物連鎖などの微妙なバランスのもとで永らえてきたものです。

自然に対する人の働きかけが適切であれば、私たちは自然の恵みを受け続けることができるはずですが、人の様々な活動が急激に拡大した結果、自然環境は傷つき、また、多くの生物が絶滅の危機に瀕するなど、生物多様性が損なわれようとしています。

私たちの暮らす千葉県は、首都圏に位置し、経済活動が活発に行われてきたことなどから、特にその影響が大きかったといえます。

また、県土の多くが新しい地層で構成されているために地質が軟らかいことや、湖沼や東京湾などの閉鎖性水域を多く有することなど、本県が地理的に影響を受けやすい特性を持っていることにも、絶えず目を向けていかなければなりません。

自然は、人のところに安らぎを与えるとともに、「牙を剥く」ことも認識しておかなければなりません。

多様な自然、多様な生物と人が相互に良好な関係を保ちながら、いつまでも人と自然が共に生きていくことが大切です。

自然をできる限り保全するとともに、過去に傷つけられた自然の再生を図ることにより、生物多様性が確保され、自然と共生する豊かでうおいのある社会を築いていきます。

(3) 健全な循環が維持される社会

環境は、大気、水、地質及び生物などの間を物質が循環することによって成り立っており、環境に加わる負荷が自然の復元能力の範囲内であれば、負荷は持続的に吸収・浄化され、健全な環境を保ち続けることができます。

私たち自身の活動や暮らしを支えている様々な事業活動は、周囲の環境に大きな負荷を与えています。

私たちはこのことを十分自覚し、可能な限りその負荷を低減するとともに、自然が本来持っている復元能力の再生、向上に取り組むことによって、私たちを取り巻く大気や水、地質を健全に保っていきます。

また、自然から採取できる資源には限りがあることを認識し、健全な循環が維持される社会の実現に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型から脱却し、再生可能なエネルギーの利用や資源の効率的利用・再生利用を進める資源循環型へと社会システムを転換していきます。

4. 各主体の基本的役割

この計画において、県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村、県が果たすべき基本的な役割は、次のとおりです。

なお、この計画では、環境に関する施策ごとにそれぞれの主体に望まれる行動を、「みんなの行動指針」として「第3編 施策の展開方向」で示しています。

(1) 県民の役割

県民は、様々な環境問題により影響を受ける一方で、自らの日常活動によって環境へ負荷を与えています。

このため、県民一人一人が豊かな感受性を持ち、これまでの物的な豊かさや時間的な効率を優先する生活を見直して、豊かで質の高い生活を求めながらも、同時に環境への影響にも配慮するよう暮らしのあり方を見直していくことが必要です。

日常生活のなかで、できることから、省エネルギー・省資源など環境への負荷の低減に資する行動や、身近な環境をよりよいものにしていくための行動に、取り組んでいくことが望まれます。

また、環境配慮型製品の購入や環境に対する社会貢献活動への評価などを通じて、事業者に対して環境保全の取組を促すことが期待されます。

さらには、環境に関連する市町村、県、国等の施策に関心を持ち、意見を述べることなど、積極的な係わりを持つことも重要です。

(2) 市民活動団体の役割

県民や事業者により組織された環境の保全などを目的とする市民活動団体が、資源リサイクル、緑化、環境教育・環境学習、調査研究など幅広い活動に主体的・組織的に取り組んでおり、大きな成果を挙げています。

また、消費者団体、生産者団体、労働組合、事業者団体、学術団体、協同組合など多くの民間団体も、環境を守り育てる取組を活発に行っています。

市民活動団体等によるこのような取組を社会全体に広げていくことが、あらゆる主体が環境について考え、行動する千葉県を築いていくことにつながります。

さらに、これらの団体には、自ら具体的な環境を守り育てる活動を行うことに加えて、専門的な情報をわかりやすく県民に伝えること、事業者、教育機関、市町村、県などの取組を評価し、専門的な知識・能力を活かして提言を行うことなどもその役割として期待されます。

(3) 事業者の役割

私たちの社会システムのあり方そのものが問われているなかで、経済活動の大きな部分を占める事業者の役割は重要です。

事業者は、あらゆる事業活動に際して、環境に関する法令等の遵守を徹底する

ことに加えて、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減などを進めることにより、環境負荷の低減に努めなければなりません。

また、事業者には、環境保全のための新たな技術の開発や、環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の軽減にも寄与することが望まれます。

さらに、自らの事業活動に関する環境情報の提供や県民とのコミュニケーションに積極的に取り組むことが必要です。

地域社会のなかで、他の主体との協力・連携を図りながら、地域の環境を守り育てる活動に取り組むとともに、従業員一人一人の環境保全意識の向上に努めることも重要です。

(4) 教育機関の役割

学校等の教育機関は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場です。発達段階に応じて効果的な環境教育を行うとともに、集団活動を通じて豊かな感受性を育てることは、環境問題の解決に必要な「人とかかわる力」を養うために重要です。

また、県内に数多く立地している大学には、環境学習の指導者や環境に配慮できる技術者などを養成するとともに、環境の保全・再生に関する様々な研究に取り組み、その研究成果を地域に還元することが求められます。

(5) 市町村の役割

地域における一つひとつの取組の積み重ねが、千葉県環境を守り育てていきます。

市町村は、地域の実情を十分把握している住民に最も身近な行政機関であり、様々な主体と直接触れ合う多くの機会を有していることから、地域における環境保全・再生の取組の中核として行動しなければなりません。

そのため、各主体との幅広い連携のもとに、地域の特性に応じた環境施策を、自ら策定し、自ら推進していくことが強く求められます。

特に、地域に根ざした住民参加型の施策を積極的に推進することが、市町村には期待されます。

また、市町村自らが、地域の経済活動において大きな事業者・消費者としての地位にあることから、環境を守り育てる取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人一人の環境意識の向上に努めることが重要です。

(6) 県の役割

県は、環境の保全・再生に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、県のあらゆる施策に「環境」の視点を取り入れ、この計画の基本目標「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を築き、みんなのちからで次の世代に伝えていく」の達成に向けて、積極的に取り組んでいきます。

また、環境悪化の要因を分析し環境を改善するため効果的な方策を明らかにし、

自ら環境の保全・再生に取り組むとともに、他の主体に対して、環境に関する法令遵守の徹底を図るとともに、環境の保全・再生に向けた積極的な行動を働きかけます。

特に、市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な課題に対しては、県が積極的にリーダーシップを取って施策を展開していきます。

また、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村、県など各主体の役割を明らかにするとともに、それぞれの積極的な行動を促進するためのシステムづくりや環境の保全・再生に資する社会資本の整備、保有する環境情報の積極的な提供、環境学習や普及啓発の実施など、環境を守り育てる活動の基盤づくりを行います。

さらに、県自らが本県の経済活動において大きな事業者・消費者としての地位にあることから、環境を守り育てる取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人一人の環境意識の向上に努めます。

5. 計画の期間

この計画は、平成30年度までを見通して策定したものです。

施策の推進に当たっては、計画に盛り込んだ目標の達成状況等について、毎年度客観的な評価を行います。